

「標準必須性に係る判断のための判断の利用の手引き（案）」
に対する意見募集の実施について

平成30年2月
特許庁
審判部

平成29年度 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会においてとりまとめられました報告書「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」において、「判断（特許法第71条）の請求において、特許発明の標準必須性に係る判断を求めることができるようにすべき」とされていることから、標準必須性に係る判断のための判断の運用について平成30年4月の運用開始を目指し、検討してまいりました。

この度、本運用の明確化のため、検討結果を「標準必須性に係る判断のための判断の手引き」として取りまとめるに当たり、各方面から御意見を募ることといたしました。

皆様から頂いた御意見につきましては、本手引きを取りまとめるに当たっての参考とさせていただきます。

記

1. 意見募集の対象

「標準必須性に係る判断のための判断の利用の手引き（案）」

2. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

(2) 特許庁のホームページに掲載

(<http://www.jpo.go.jp/iken/iken.htm>)

(なお、資料のコピー依頼、郵送及びFAX送付依頼については応じかねますので、予め御了承ください。)

3. 意見募集期間

平成30年2月16日（金）～平成30年3月11日（日）

電子メールは、平成30年3月11日（日）18:00まで受け付けております。

郵送の場合は、平成30年3月11日（日）【必着】で郵送してください。

4. 意見送付要領

①お名前※、②御所属（個人／団体の別を含む）、③御連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）、④御意見・理由を明記の上、次のいずれかの方法で御意見を日本語で送付してください。なお、電話による御意見の提出は対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名の記載をお願いいたします。

<電子政府の総合窓口（e-Gov）の場合>

e-Gov の意見提出フォームに、入力様式に従い御提出ください。

<電子メールの場合>

以下の電子メールアドレスに送信してください。

電子メールアドレス：PA6B00@jpo. go. jp

※件名に「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き（案）への意見」と明記してください。

<郵送の場合>

以下の住所・宛先に送付してください。

〒100-8915

東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

特許庁審判部審判課審判企画室パブリックコメント受付担当 宛て

※封筒・葉書等に「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き（案）への意見」と明記してください。

5. 諸注意

- 意見提出の様式は問いません。
- 御提出いただきました御意見については、氏名及び連絡先を除き、全て公開される可能性があります。
- 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人に関する情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- 今回の意見募集の対象は、上記1. に掲げる案となっており、本案に無関係と思われる御意見については意見として取り扱わないことがあります。

○お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねます。

問い合わせ先：特許庁審判部審判課審判企画室

TEL：03-3581-1101（内線）5854